

火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和8年8月20日現在

1	防火対象物の所在地	鳥取県鳥取市湖山町東三丁目9番地
	防火対象物の名称	有限会社井上儀信商店
	命令を受けた者	有限会社井上儀信商店 代表取締役 井上 雅敏
	根拠法令	消防法第17条の4第1項
	命令事項	令和8年10月15日までに、自動火災報知設備は、技術上の基準に従って設置及び改修すること。
	発令年月日	令和8年6月15日
	命令者	湖山消防署長